

受動喫煙防止 条例案提出へ

福山市議会 制定は中国地方初

福山市議会は「子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例案」を次の市議定会定期例会に提出する。屋内外を問わず、受動喫煙がないよう努めるとする市民の責務を明記する方針。罰則は設

けない。同様の受動喫煙防止に関する条例の制定は中国地方で初めてとなる。全6会派の代表者が9日、協議を始めた。案では市民の責務を「いかなる場所においても、子ども及び

妊婦に受動喫煙をさせることのないよう努めなければならぬ」とした。保護者には、受動喫煙対策を取っていない施設に子どもを立

現金払い
商品指定
無金利
最長60回払い
受付中

ち入らせないよう求める。市の責務は、受動喫煙の有害性の知識普及などの施策の推進とした。4月1日施行予定。同市の医師会、歯科医師会、薬剤師会が制定を求めている。池上文夫

副議長は「市民の総意で、健康に悪い受動喫煙を防ぐ機運を高めたい」とする。環境美化の観点で路上喫煙を規制する条例は多いが、屋内を含む受動喫煙の規定を設ける例はまれ。同様の条例は昨年10月、東京都が議員提案で制定してい

る。広島県はがん対策推進条例の中に、飲食店などに禁煙、分煙、喫煙の状況表示を義務づけるなどの対策を盛り込んでいる。

県医師会で禁煙推進を担

当する津谷隆史常任理事は「受動喫煙対策の第一歩として評価できる。ただ、子どもと妊婦に限らない方がいい。将来的には罰則も盛り込むべきだ」と話す。

受動喫煙に関しては、厚生労働省が1月、対策案をまとめた。学校や病院、官公庁は原則、敷地内禁煙とする一方、経営規模の小さな既存店では例外的に喫煙を認める方針。国際水準からの遅れを批判する意見も出ている。
(衣川圭)